



発行 新潟県
第 52 号
 平成29年7月7日
 毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 831 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則による指定自立支援医療機関の廃止届（障害福祉課）
- 832 農用地利用配分計画の認可の申請（地域農政推進課）
- 833 農産物検査法に基づく地域登録検査機関の登録事項の変更（食品・流通課）
- 834 小型機船底びき網漁業の許可及び起業の認可の申請期間（水産課）
- 835 土地改良区役員の就任及び退任届（農地計画課）
- 836 土地改良事業計画の適当決定（農地計画課）
- 837 県営土地改良事業計画の縦覧（農地計画課）
- 838 県営土地改良事業変更計画の縦覧（農地計画課）
- 839 公共測量の実施通知（監理課）
- 840 道路の区域変更（道路管理課）
- 841 道路の供用開始（道路管理課）
- 842 道路の区域変更（道路管理課）
- 843 道路の供用開始（道路管理課）
- 844 建築基準法による道路位置の指定（建築住宅課）

公 告

- 一般競争入札の実施（情報政策課）
- 一般競争入札の実施（情報政策課）
- 公聴会の開催の中止（都市政策課）

病院局公告

- 一般競争入札の実施（病院局総務課）

公安委員会告示

- 80 警備業法による警備員の検定の実施（生活安全企画課）
- 81 警備業法による警備員の検定の実施（生活安全企画課）

雑 報

- 平成28年度新潟県市町村職員共済組合決算の要旨（市町村課）

告 示

◎新潟県告示第831号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第63条の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成29年7月7日

新潟県知事 米 山 隆 一

名 称	住 所	担当する医療の 種 類	廃止年月日

しんざわ矯正歯科 クリニック	長岡市古正寺3-289	育成医療・更生医療	平成29年4月30日
大郷町調剤薬局	加茂市大郷町1-13-2	育成医療・更生医療	平成29年6月13日

◎新潟県告示第832号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「法」という。）第18条第1項の規定により、公益社団法人新潟県農林公社から次のとおり農用地利用配分計画の認可の申請があった。

なお、当該農用地利用配分計画は、告示日から2週間、次の場所において縦覧に供する。

平成29年7月7日

新潟県知事 米 山 隆 一

1 農用地利用配分計画の概要

市町村	賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
胎内市	1者	羽黒山口442番3ほか17筆 1.6ha
聖籠町	1者	藤寄杉谷内2374番 0.1ha
弥彦村	3者	麓堤上35番ほか43筆 4.5ha
長岡市	1者	中之島高畑鶴島168番ほか20筆 1.2ha
南魚沼市	56者	山谷袖沖896番1ほか572筆 69.5ha
十日町市	3者	桔梗原キ1669番ほか17筆 1.0ha
津南町	1者	下船渡己6266番ほか10筆 2.6ha
柏崎市	1者	西山町別山内越7043番ほか3筆 0.7ha
上越市	4者	上雲寺菖蒲76番ほか202筆 11.2ha
糸魚川市	4者	堀切四石田575番ほか14筆 2.5ha
佐渡市	5者	城腰下新田1830番ほか7筆 1.8ha
合計	80者	916筆 96.7ha

2 申請年月日

平成29年6月28日

3 縦覧の場所

新潟県農林水産部地域農政推進課

新潟県新発田地域振興局農業振興部農業企画課

新潟県三条地域振興局農業振興部企画振興課

新潟県長岡地域振興局農林振興部農業企画課

新潟県南魚沼地域振興局農林振興部企画振興課

新潟県十日町地域振興局農業振興部企画振興課

新潟県柏崎地域振興局農業振興部企画振興課

新潟県上越地域振興局農林振興部農業企画課

新潟県糸魚川地域振興局農林振興部企画振興課

新潟県佐渡地域振興局農林水産振興部農業企画課

4 意見書の提出

法第18条第3項の規定による意見書の提出に当たっては、縦覧場所に備え付けの「農用地利用配分計画に対する意見書の提出について」によること。

◎新潟県告示第833号

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第7項の規定により、地域登録検査機関の登録事項の変更の届出があり、登録台帳への記載事項を次のとおりとした。

平成29年7月7日

新潟県知事 米山 隆一

登録番号	15010	登録年月日	平成15年6月20日		
登録検査機関の名称	協同組合米ネットワーク新潟				
代表者氏名	理事長 内田 潔				
主たる事務所の所在地	新潟県新潟市中央区上大川前通九番町1265番地				
登録の区分	品位等検査				
農産物の種類	国内産もみ、国内産玄米、国内産精米、国内産大麦、国内産小麦、国内産大豆				
農産物検査を行う区域	農産物検査員				成分検査業務受委託先
	氏名	住所	農産物の種類	証明書番号	受委託の区分 登録検査機関名 代表者氏名 主たる事務所の所在地
新潟県	矢口 貴基	新潟県小千谷市千谷川 2-4-29	もみ、玄米	K1528043	
	小玉 昇之	新潟県三条市塚野目 5-5-33	もみ、玄米	K1528044	
	小林 和	新潟県南蒲原郡田上町大字原ヶ崎新田1083-3	もみ、玄米	K1528045	
	清塚 則和	新潟県魚沼市中原 136-1	もみ、玄米	K1528046	
	小島 達郎	新潟県南魚沼市浦佐 1031-1	もみ、玄米	K1528047	
	梅津 剛	新潟県新潟市南区菱温 263	もみ、玄米	K1528048	
	岩野 健	新潟県燕市長所 1840	もみ、玄米	K1528049	
	山田 猛	新潟県新潟市北区太田 4074	もみ、玄米	K1528050	
	小川 義幸	新潟県上越市板倉区南中島 786	もみ、玄米	K1528051	
	阿部 将弘	新潟県南魚沼市八童新田 263	もみ、玄米	K1528052	
	牧江 龍郎	新潟県糸魚川市上刈 2-4-50	もみ、玄米	K1528053	
	桑原 由紀子	新潟県南魚沼市畔地新田 407-2	もみ、玄米	K1528054	
	入山 勇治	新潟県新潟市北区嘉山 3-6-14	もみ、玄米	K1516136	
	金井 淳	新潟県魚沼市折立又新田95	もみ、玄米、小麦、大麦、小麦、大麦	K1529004	
備考	略称『米ネットワーク新潟』平成29年7月7日 農産物検査員14名の新規登録。検査員合計95名。				

◎新潟県告示第834号

新潟県漁業調整規則（昭和39年新潟県規則第67号）第8条第2項及び第21条第3項の規定により、小型機船底びき網漁業の許可及び起業の認可の申請期間を次のとおり定めた。

平成29年7月7日

新潟県知事 米山 隆一

- 1 漁業の名称 手繰第1種漁業（機船手繰網漁業）
その他の小型機船底びき網漁業（板びき網漁業）
- 2 申請期間 平成29年7月28日から平成29年8月10日まで

◎新潟県告示第835号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、柏崎市の柏崎土地改良区から次のとおり役員が就任及び退任した旨の届出があった。

平成29年7月7日

新潟県柏崎地域振興局長

- 1 就任

理事	柏崎市西山町浜忠292番地	三富 佳一 (理事長)
理事	刈羽郡刈羽村大字西谷1308番地	安達 正昭
理事	柏崎市岩上21番3号	飛田 彰一
理事	柏崎市大字上田尻3599番地	前澤 正平
理事	柏崎市大字久米830番地	五位野 操
理事	柏崎市大字吉井821番地1	高野 理
理事	柏崎市大字南条1893番地	佐藤 重孝
理事	柏崎市大字新道4590番地	若井 洋一
理事	柏崎市大字安田3644番地	庭山 伯宗
理事	柏崎市大字山室1229番地1	行田 皓勇
理事	柏崎市大字土合新田284番地3	丸田 光榮
理事	柏崎市大字宮之窪3295番地	戸田 和一

理事	柏崎市西山町五日市1148番地	渡辺	吉隆
理事	刈羽郡刈羽村大字正明寺788番地	小黒	健市
理事	柏崎市大字与三1401番地	近藤	芳則
理事	柏崎市大字加納864番地1	笠原	晴彦
監事	柏崎市大字本条3992番地	小林	義美
監事	柏崎市西山町尾野内385番地	黒坂	正春
監事	柏崎市大字野田6478番地	植木	守
就任年月日		平成29年6月27日	

2 退任

理事	柏崎市西山町浜忠292番地	三富	佳一 (理事長)
理事	刈羽郡刈羽村大字西谷1308番地	安達	正昭
理事	柏崎市岩上21番3号	飛田	彰一
理事	柏崎市大字上田尻3599番地	前澤	正平
理事	柏崎市大字久米830番地	五位野	操
理事	柏崎市大字北条132番地	加藤	保
理事	柏崎市大字南下2195番地甲	植木	重勝
理事	柏崎市大字吉井821番地1	高野	理
理事	刈羽郡刈羽村大字新屋敷712番地	堀	勝美
理事	柏崎市大字南条1893番地	佐藤	重孝
理事	柏崎市大字新道4590番地	若井	洋一
理事	柏崎市大字安田3644番地	庭山	伯宗
理事	柏崎市大字善根1691番地1	中澤	陽一
理事	柏崎市大字曾地新田107番地	田中	正敏
理事	柏崎市大字藤井7515番地	阿部	辰夫
理事	柏崎市大字山室1229番地1	行田	皓勇
理事	柏崎市大字土合新田284番地3	丸田	光榮
理事	柏崎市西山町伊毛443番地	藤井	武
理事	柏崎市大字宮之窪3295番地	戸田	和一
理事	柏崎市西山町五日市1148番地	渡辺	吉隆
理事	柏崎市大字宮平1181番地	高野	義彦
理事	柏崎市大字中田1226番地	星野	勇人
監事	刈羽郡刈羽村大字正明寺788番地	小黒	健市
監事	柏崎市岩上15番9号	須田	英世
監事	柏崎市春日2丁目1番24号	小林	茂
退任年月日		平成29年6月26日	

◎新潟県告示第836号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定に基づき、次の土地改良事業計画を適当と決定したので、平成29年7月10日から平成29年8月7日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成29年7月7日

新潟県長岡地域振興局長

事業主体の所在・名称	地区名	事業名	新規変更の別	縦覧の書類	縦覧の場所	根拠条文
長岡市 関原土地改良区	関原	農業用排水施設整備 (かんがい排水)	新規	土地改良事業 計画書の写し 定款の写し	長岡市役所	第48条

1 異議の申出について

この土地改良事業計画の適当決定について異議がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以

内に、知事に対して異議の申出をすることができる。

2 土地改良事業計画の適当決定に対する取消しの訴えについて

(1) この土地改良事業計画の適当決定については、上記1の異議の申出のほか、この土地改良事業計画の適当決定があったことを知った日（告示日）の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。）、土地改良事業計画の適当決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

(2) また、上記1の異議の申出をした場合には、土地改良事業計画の適当決定に対する取消しの訴えは、その異議の申出に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

(3) ただし、上記(2)の期間が経過する前に、その異議の申出に対する決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の適当決定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)（異議の申出をした場合には(2)）の期間や異議の申出に対する決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の適当決定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第837号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、南魚沼市の一部を受益地域とする県営天野沢地区農用排水施設整備（かんがい排水「集積型」）事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成29年7月7日

新潟県知事 米 山 隆 一

1 縦覧に供する書類の名称

県営土地改良事業計画書の写し

2 縦覧に供する期間

平成29年7月10日から平成29年8月7日まで

3 縦覧に供する場所

南魚沼市役所

4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の策定について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内（以下「不服申立期間」という。）に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の策定については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の策定を知った日（告示日）の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。）、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア（審査請求をした場合にはイ）の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第838号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、十日町市の一部を受益地域とする県営山谷地区農用地保全施設整備（ため池等整備「一般型」）事業計画の変更をしたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成29年7月7日

新潟県知事 米 山 隆 一

1 縦覧に供する書類の名称

県営土地改良事業変更計画書の写し

2 縦覧に供する期間

平成29年7月10日から平成29年8月7日まで

3 縦覧に供する場所

十日町市役所

4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の変更について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の変更については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の変更を知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第839号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省北陸地方整備局新潟港湾・空港整備事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成29年7月7日

新潟県知事 米山 隆一

- 1 作業種類 公共水準測量(2級)
- 2 作業期間 平成29年6月12日から平成30年2月28日まで
- 3 作業地域 新潟港(東港地区、西港地区)及び周辺、新潟空港、新潟西海岸等

◎新潟県告示第840号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成29年7月7日

新潟県知事 米山 隆一

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 中条紫雲寺線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
胎内市柴橋字野付917番4から 同市新館字楯ノ南685番まで	新	9.1~15.6メートル	471.8メートル
	旧	9.1~15.6メートル	472.7メートル

◎新潟県告示第841号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成29年7月7日

新潟県知事 米山 隆一

- 1 路線名 県道 中条紫雲寺線
- 2 供用開始の区間
胎内市柴橋字野付917番4から同市新館字楯ノ南685番まで
- 3 供用開始の期日 平成29年7月7日

◎新潟県告示第842号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成29年7月7日

新潟県知事 米山 隆一

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 荒井浜黒川線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
胎内市大出字中島1784番40から 同市大出字中島1549番1まで	新	7.0～15.8メートル	191.3メートル
	旧	7.0～13.0メートル	191.3メートル

◎新潟県告示第843号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成29年7月7日

新潟県知事 米山 隆一

- 1 路線名 県道 荒井浜黒川線
- 2 供用開始の区間
胎内市大出字中島1784番40から同市大出字中島1549番1まで
- 3 供用開始の期日 平成29年7月7日

◎新潟県告示第844号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

平成29年7月7日

新潟県南魚沼地域振興局長

- 1 指定道路の種類
第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
- 2 指定の年月日
平成29年6月23日
- 3 指定道路の位置等

位 置	幅員（メートル）	延長（メートル）
南魚沼市黒土新田205番1の内	5.70	14.52

公 告

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、新潟県が調達する新潟県LANシステム用パーソナルコンピュータ一式の借上げについて、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達は、WTOに基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものである。

平成29年7月7日

新潟県知事 米 山 隆 一

1 入札に付する事項

(1) 調達案件の名称

新潟県LANシステム用パーソナルコンピュータ等一式の借上げ

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成29年10月31日（火）

(4) 納入場所

入札説明書による。

2 入札説明書を交付する期間及び場所並びに本件入札に関する問合せ等

(1) 交付期間 平成29年7月7日（金）から平成29年7月31日（月）まで（新潟県の休日を定める条例（平成元年新潟県条例第5号）第1条第1項各号に規定する日を除く。）の各日の午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 交付場所 新潟県総務管理部情報政策課電子県庁推進班（新潟県新潟市中央区新光町4番地1）

(3) 問合せ等 入札説明書による。

3 入札執行の日時及び場所

(1) 日時 平成29年8月17日（木）午前10時

(2) 場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1
新潟県庁入札室

4 入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加する者は、一の個人又は法人であって、次に掲げる要件のすべてを満たしている者でなければならない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。

(2) 本調達物品納入後の保守管理体制が整備されていることを証明した者であること。

(3) 本件入札に係る入札説明書の交付を受けている者であること。

(4) 5に定めるところにより、競争入札参加資格確認申請書等を提出し、本件入札に係る参加資格を有することについて新潟県知事から確認を受けている者であること。

(5) 3(1)に定める入札執行前1年以内に、新潟県との機器等の賃貸借契約において、当該契約の全部又は一部債務不履行をした者でないこと。

(6) 新潟県に事務所又は事業所を有する者にあつては、新潟県の県税納税証明書（平成29年7月7日以降に発行された納税証明書であつて、未納がないことを証明したものに限る。）を提出した者であること。

(7) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

5 本件入札に係る参加資格の確認

本件入札に参加を希望する者は、次に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書等を提出し、新潟県知事から本件入札に参加する資格を有する旨の確認を受けなければならない。

この場合において、次に定めるところに従わなかった者及び本件入札に参加する資格があると認められなかった者は、入札に参加することができない。

(1) 競争入札参加資格確認申請書等の提出

ア 提出期間 平成29年8月4日（金） 午前9時から午後5時まで

イ 提出場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1 新潟県総務管理部情報政策課電子県庁推進班

- ウ 提出方法 本人（法人にあっては、代表権限を有する者。以下同じ。）又は代理人の持参とする。
- エ 提出書類及び部数 入札説明書による。

(2) 参加資格の確認結果の通知

本件入札に係る参加資格の確認結果については、競争入札参加資格確認申請書等を提出した者にそれぞれ書面で通知するので、競争入札参加資格確認申請書等を提出した者は、次に定めるところにより確認結果通知書の交付を受けること。

ア 通知日時 平成29年8月10日（木） 午前9時から午後5時まで

イ 通知場所 (1)イに定める場所

6 入札手続等

(1) 入札の方法

次のいずれかの方法によること。

ア 本人又は代理人が入札執行の日時及び場所に入札書を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は、委任状を持参すること。

イ 本人が作成した一の入札書を封書の上、5(1)イに定める提出場所をあて先とした配達証明付きの書留郵便（封筒を二重とし、外封筒に「入札書在中」の朱書きをし、中封筒に1(1)の調達案件の名称及び3(1)に定める入札執行日時を記載したものに限り。）をもって3(1)に定める入札執行日の前日の午後5時15分までに到着するよう郵送すること。

(2) 入札書の名義人

本人（入札書を入札執行時に持参する場合は、本人又は代理人）に限る。

(3) 入札書の記載

ア 使用する言語及び通貨は、日本語（名義に関する部分を除く。）及び日本国通貨とする。

イ 落札決定に当たっては、契約希望本体金額（消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、自己の見積もった契約希望金額（1に掲げるパーソナルコンピューター式の1か月当たりの賃貸借料をいう。）に108分の100を乗じて得た金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）。以下同じ。）に100分の8に相当する額を加算した金額に60を乗じて得た金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望本体金額に60を乗じて得た額を入札書に記載すること。その他入札説明書による。

(4) 落札者の決定

入札に参加した者のうち、予定価格の制限の範囲内の価格のうち最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。その他入札説明書による。

7 無効入札

次に掲げる入札のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者及び競争入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をし、これを提出した者がした入札
- (2) 入札に参加する条件に違反した入札
- (3) 新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号。以下「財務規則」という。）第62条第1項各号に掲げる入札
- (4) 入札者が不当に価格をせり上げ、又はせり下げる目的をもって連合その他不正行為をしたと認められる入札

8 入札保証金

契約希望本体金額に100分の8に相当する額を加算した金額に12を乗じて得た金額の100分の5に相当する金額以上の現金（金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手を含む）とする。ただし、財務規則第43条第1号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

9 契約保証金

契約金額（1に掲げるパーソナルコンピューター式の1か月当たりの賃貸借料をいう。）に12を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額以上の現金（金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手を含む）とする。ただし、財務規則第44条第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

10 その他

- (1) 競争入札参加資格確認申請書等の取扱い

- ア 競争入札参加資格確認申請書等の作成に要する費用は、作成者の負担とする。
- イ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、提出者に無断で使用しない。
- ウ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、返還しない。

(2) その他

- ア 契約の手続において使用する言語及び通貨は日本語（契約当事者に関する記載部分を除く。）及び日本国通貨とする。
- イ 契約の停止等
本件調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。
- ウ その他詳細は、入札説明書による。
- エ この公告及び入札説明書に定めるもののほか、本件の入札及び賃貸借契約の内容に関しては、財務規則その他新潟県知事の定める規則、日本国の関係法令の定めるところによる。

11 Summary

(1) Nature and quantity of the products and services to be hired:

LAN-System Personal Computers

(2) Time and place of bidding:

10 : 00 a.m. 17, August, 2017

Niigata Prefectural Office Building Bidding Room

4 - 1 Shinko-cho Chuo-ku Niigata City,

Niigata, JAPAN

(3) For more information ,contact:

Information Management Division

Department of General Affairs and Management

Niigata Prefectural Government

4 - 1 Shinko-cho Chuo-ku Niigata City,

Niigata, JAPAN

〒950-8570

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、新潟県が調達する税務総合オンラインシステムパーソナルコンピュータ一式の借上げについて、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達は、WTOに基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものである。

平成29年7月7日

新潟県知事 米 山 隆 一

1 入札に付する事項

(1) 調達案件の名称

税務総合オンラインシステムパーソナルコンピュータ等一式の借上げ

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成29年10月31日（火）

(4) 納入場所

入札説明書による。

2 入札説明書を交付する期間及び場所並びに本件入札に関する問合せ等

(1) 交付期間 平成29年7月7日（金）から平成29年7月31日（月）まで（新潟県の休日を定める条例（平成元年新潟県条例第5号）第1条第1項各号に規定する日を除く。）の各日の午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 交付場所 新潟県総務管理部情報政策課電子県庁推進班（新潟県新潟市中央区新光町4番地1）

(3) 問合せ等 入札説明書による。

3 入札執行の日時及び場所

(1) 日時 平成29年8月17日（木）午前11時

- (2) 場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1
新潟県庁入札室

4 入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加する者は、一の個人又は法人であって、次に掲げる要件のすべてを満たしている者でなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 本調達物品納入後の保守管理体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 本件入札に係る入札説明書の交付を受けている者であること。
- (4) 5に定めるところにより、競争入札参加資格確認申請書等を提出し、本件入札に係る参加資格を有することについて新潟県知事から確認を受けている者であること。
- (5) 3(1)に定める入札執行前1年以内に、新潟県との機器等の賃貸借契約において、当該契約の全部又は一部債務不履行をした者でないこと。
- (6) 新潟県に事務所又は事業所を有する者にあつては、新潟県の県税納税証明書（平成29年7月7日以降に発行された納税証明書であつて、未納がないことを証明したものに限り。）を提出した者であること。
- (7) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

5 本件入札に係る参加資格の確認

本件入札に参加を希望する者は、次に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書等を提出し、新潟県知事から本件入札に参加する資格を有する旨の確認を受けなければならない。

この場合において、次に定めるところに従わなかった者及び本件入札に参加する資格があると認められなかった者は、入札に参加することができない。

(1) 競争入札参加資格確認申請書等の提出

- ア 提出期間 平成29年8月4日（金） 午前9時から午後5時まで
- イ 提出場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1 新潟県総務管理部情報政策課電子県庁推進班
- ウ 提出方法 本人（法人にあつては、代表権限を有する者。以下同じ。）又は代理人の持参とする。
- エ 提出書類及び部数 入札説明書による。

(2) 参加資格の確認結果の通知

本件入札に係る参加資格の確認結果については、競争入札参加資格確認申請書等を提出した者にそれぞれ書面で通知するので、競争入札参加資格確認申請書等を提出した者は、次に定めるところにより確認結果通知書の交付を受けること。

- ア 通知日時 平成29年8月10日（木） 午前9時から午後5時まで
- イ 通知場所 (1)イに定める場所

6 入札手続等

(1) 入札の方法

次のいずれかの方法によること。

- ア 本人又は代理人が入札執行の日時及び場所に入札書を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は、委任状を持参すること。
- イ 本人が作成した一の入札書を封書の上、5(1)イに定める提出場所をあて先とした配達証明付きの書留郵便（封筒を二重とし、外封筒に「入札書在中」の朱書きをし、中封筒に1(1)の調達案件の名称及び3(1)に定める入札執行日時を記載したものに限り。）をもって3(1)に定める入札執行日の前日の午後5時15分までに到着するよう郵送すること。

(2) 入札書の名義人

本人（入札書を入札執行時に持参する場合は、本人又は代理人）に限る。

(3) 入札書の記載

- ア 使用する言語及び通貨は、日本語（名義に関する部分を除く。）及び日本国通貨とする。
- イ 落札決定に当たっては、契約希望本体金額（消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、自己の見積もった契約希望金額（1に掲げるパーソナルコンピューター一式の1か月当たりの賃貸借料をいう。）に108分の100を乗じて得た金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）。以下同じ。）に100分の8に相当する額を加算した金額に60を乗じて得た金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望本体金額に60を乗じて得た額を入札書に記載すること。その他入札説明書によ

る。

(4) 落札者の決定

入札に参加した者のうち、予定価格の制限の範囲内の価格のうち最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。その他入札説明書による。

7 無効入札

次に掲げる入札のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者及び競争入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をし、これを提出した者がした入札
- (2) 入札に参加する条件に違反した入札
- (3) 新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号。以下「財務規則」という。）第62条第1項各号に掲げる入札
- (4) 入札者が不当に価格をせり上げ、又はせり下げる目的をもって連合その他不正行為をしたと認められる入札

8 入札保証金

契約希望本体金額に100分の8に相当する金額を加算した金額に12を乗じて得た金額の100分の5に相当する金額以上の現金（金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手を含む）とする。ただし、財務規則第43条第1号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

9 契約保証金

契約金額（1に掲げるパーソナルコンピューター式の1か月当たりの賃貸借料をいう。）に12を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額以上の現金（金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手を含む）とする。ただし、財務規則第44条第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

10 その他

(1) 競争入札参加資格確認申請書等の取扱い

- ア 競争入札参加資格確認申請書等の作成に要する費用は、作成者の負担とする。
- イ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、提出者に無断で使用しない。
- ウ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、返還しない。

(2) その他

- ア 契約の手続において使用する言語及び通貨は日本語（契約当事者に関する記載部分を除く。）及び日本国通貨とする。
- イ 契約の停止等
本件調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。
- ウ その他詳細は、入札説明書による。
- エ この公告及び入札説明書に定めるもののほか、本件の入札及び賃貸借契約の内容に関しては、財務規則その他新潟県知事の定める規則、日本国の関係法令の定めるところによる。

11 Summary

(1) Nature and quantity of the products and services to be hired:

LAN-System Personal Computers

(2) Time and place of bidding:

11:00 a.m. 17, August, 2017

Niigata Prefectural Office Building Bidding Room

4-1 Shinko-cho Chuo-ku Niigata City,

Niigata, JAPAN

(3) For more information, contact:

Information Management Division

Department of General Affairs and Management

Niigata Prefectural Government

4-1 Shinko-cho Chuo-ku Niigata City,

Niigata, JAPAN

〒950-8570

公聴会の開催の中止について（公告）

新潟県都市計画公聴会規則（昭和44年新潟県規則第75号）第5条の規定により、佐渡都市計画の素案についての公聴会の開催を中止する。

平成29年7月7日

新潟県

代表者 新潟県知事 米山 隆一

- 1 中止となる公聴会の日時
平成29年7月18日（火） 午後7時から
- 2 中止となる公聴会の開催場所
佐渡市千種240番地
金井コミュニティセンター 2階大会議室

病院局公告**一般競争入札の実施について（公告）**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、新潟県立新発田病院における病衣（患者衣）の賃貸借契約について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成29年7月7日

新潟県立新発田病院長 塚田 芳久

- 1 入札に付する事項
 - (1) 購入等件名及び数量
新潟県立新発田病院 病衣（患者衣）の賃貸借契約 一式
 - (2) 調達案件の仕様等
入札説明書による。
 - (3) 履行期間
平成29年10月1日から平成32年9月30日まで
 - (4) 履行場所
新潟県立新発田病院
 - (5) 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 入札参加資格
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 指名停止期間中の者でないこと。
 - (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立がなされている者でないこと。
 - (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立がなされている者でないこと。
 - (5) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。
 - (6) 平成26年1月1日以降12ヶ月以上継続して400床以上の病床数を有する病院において病衣等の賃貸借の業務実績があり、当該業務実績証明書を提出した者であること。
 - (7) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第6条の規定に基づき暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
 - (8) 当該業務に従事するクリーニング師がクリーニング業法に基づくクリーニング師研修を受講済みであること。
 - (9) 一般社団法人日本病院寝具協会の業務代行保証を受けていること。
 - (10) 一般財団法人医療関連サービス振興会が認定する寝具類洗濯業務の医療関連サービスマークの認定を受けていること。
 - (11) 新潟県内に本店又は支店などの営業拠点をもつもの。
- 3 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
郵便番号 957-8588
新潟県新発田市本町1丁目2番8号
新潟県立新発田病院経営課経営係
電話番号 0254-22-3121 内線2517
- (2) 入札説明書の交付方法
本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。
- 4 入札、開札の日時及び場所
平成29年7月18日(火) 午前10時00分
新潟県立新発田病院 5階 大会議室
- 5 本件入札に係る参加確認書類の提出
 - (1) 入札希望者は平成29年7月13日午後3時00分までに、入札説明書に定める入札参加確認書類を持参又は郵送しなければならない。ただし、郵送の場合は平成29年7月13日に必着させるとともに、簡易書留郵便を利用すること。
 - (2) 入札参加確認申請書の提出場所は3(1)とする。
 - (3) 入札参加確認申請書の様式は入札説明書による。
- 6 その他
 - (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札保証金
入札時に、入札に参加しようとする者の見積もる契約金額を契約期間の月数で除して得た金額に12を乗じて得た金額の100分の5に相当する金額以上の額を納付すること。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第196条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。
 - (3) 契約保証金
契約保証金は、契約金額を契約期間の月数で除して得た額に12を乗じて得た額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、規程第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。
 - (4) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、前記3で交付する入札説明書に基づき提出書類を作成し、提出しなければならない。
なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
 - (5) 入札の無効
前記2に示した入札参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。
 - (6) 契約書作成の要否
要
 - (7) 落札者の決定方法
本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
 - (8) 契約の停止等
当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。
 - (9) その他
 - ① 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)
 - ② 詳細は入札説明書による。

公安委員会告示

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項に規定する検定を次のとおり実施する。

平成29年7月7日

新潟県公安委員会

委員長 阿部 隆

1 検定の種別及び級

雑踏警備業務2級

2 実施日時

(1) 学科試験

平成29年10月10日（火）午前10時から正午まで

(2) 実技試験

平成29年10月28日（土）午前9時から午後5時まで

3 実施場所

(1) 学科試験

新潟県新潟市中央区新光町6番地4

新潟県トラック総合会館

(2) 実技試験

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県職員会館

4 受検資格

(1) 新潟県内に住所を有する者

(2) 新潟県外に住所を有する者で、新潟県内の営業所に所属する警備員

5 定員

30人

6 検定の方法

学科試験及び実技試験により判定する。ただし、実技試験の前に学科試験を実施し、学科試験が合格基準に達しなかった者に対しては、実技試験を実施しない。

7 検定の内容

(1) 学科試験

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 雑踏の整理に関すること。

エ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験

ア 雑踏の整理に関すること。

イ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

8 申請手続

(1) 事前申込み

検定を受けようとする者は、検定申請書を提出する前に次により申し込むこと。

ア 受付期間

平成29年9月6日（水）から平成29年9月7日（木）までの各日の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 申込方法

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課許認可管理センターの受付専用電話

電話番号 025-283-8880

に申し込むこと。

ウ 留意事項

(ア) 上記受付専用電話以外での申込みは、受け付けない。

(イ) 定員になり次第、受付を締め切る。

(ウ) 1件の電話での申込みは、1人とする。

(2) 検定申請書の提出等

(1)により、事前申込みを受理された者は、次により検定申請書を提出すること。

ア 提出期間

平成29年9月21日(木)から平成29年9月22日(金)までの各日の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

イ 提出先

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課許認可管理センター

ウ 提出書類

検定申請書1通に次に掲げる書面を添付の上、提出すること。

(7) 写真2枚(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3センチメートル、横2.4センチメートル、裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの)

(8) 新潟県内に住所を有する者は、住所地を有することを疎明する書面(住民票の写し、運転免許証の写し等)

(9) 新潟県外に住所を有する者で新潟県内の営業所に所属する警備員は、当該営業所に所属することを疎明する書面(営業所の所属証明書等)

エ 提出方法

申請者本人が持参するものとし、代理人、郵送等による提出は認めない。

(3) 受検票の交付

受検票は、検定申請書受理時に交付する。

(4) 検定手数料

ア 金額

13,000円

イ 納付方法

新潟県収入証紙により、検定申請書提出時に納付すること。

なお、納付した検定手数料は、還付しない。

9 問合せ先

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課許認可管理センター

電話番号 025-285-0110(代表)

◎新潟県公安委員会告示第81号

警備業法(昭和47年法律第117号)第23条第1項に規定する検定を次のとおり実施する。

平成29年7月7日

新潟県公安委員会

委員長 阿 部 隆

1 検定の種別及び級

交通誘導警備業務2級

2 実施日時

(1) 学科試験

平成29年10月10日(火)午前10時から正午まで

(2) 実技試験

平成29年10月28日(土)午前9時から午後5時まで

3 実施場所

(1) 学科試験

新潟県新潟市中央区新光町6番地4

新潟県トラック総合会館

(2) 実技試験

実技試験は、次に掲げる場所とする。

ア 新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県職員会館

イ 新潟県新潟市中央区新光町6番地4

新潟県トラック総合会館駐車場

4 受検資格

- (1) 新潟県内に住所を有する者
- (2) 新潟県外に住所を有する者で、新潟県内の営業所に所属する警備員

5 定員

30人

6 検定の方法

学科試験及び実技試験により判定する。ただし、実技試験の前に学科試験を実施し、学科試験が合格基準に達しなかった者に対しては、実技試験を実施しない。

7 検定の内容

(1) 学科試験

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 車両等の誘導に関すること。

エ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験

ア 車両等の誘導に関すること。

イ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

8 申請手続

(1) 事前申込み

検定を受けようとする者は、検定申請書を提出する前に次により申し込むこと。

ア 受付期間

平成29年9月6日(水)から平成29年9月7日(木)までの各日の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

イ 申込方法

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課許認可管理センターの受付専用電話

電話番号 025-283-8880

に申し込むこと。

ウ 留意事項

(7) 上記受付専用電話以外での申込みは、受け付けない。

(4) 定員になり次第、受付を締め切る。

(9) 1件の電話での申込みは、1人とする。

(2) 検定申請書の提出等

(1)により、事前申込みを受理された者は、次により検定申請書を提出すること。

ア 提出期間

平成29年9月21日(木)から平成29年9月22日(金)までの各日の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

イ 提出先

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課許認可管理センター

ウ 提出書類

検定申請書1通に次に掲げる書面を添付の上、提出すること。

(7) 写真2枚(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3センチメートル、横2.4センチメートル、裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの)

(4) 新潟県内に住所を有する者は、住所を有することを疎明する書面(住民票の写し、運転免許証の写し等)

(9) 新潟県外に住所を有する者で新潟県内の営業所に所属する警備員は、当該営業所に所属することを疎明する書面(営業所の所属証明書等)

エ 提出方法

申請者本人が持参するものとし、代理人、郵送等による提出は認めない。

(3) 受検票の交付

受検票は、検定申請書受理時に交付する。

(4) 検定手数料

ア 金額

14,000円

イ 納付方法

新潟県収入証紙により、検定申請書提出時に納付すること。

なお、納付した検定手数料は、還付しない。

9 問合せ先

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課許認可管理センター

電話番号 025-285-0110 (代表)

雑 報

平成28年度新潟県市町村職員共済組合決算の要旨

地方公務員等共済組合法（昭和37年9月8日法律第152号）第22条第3項及び地方公務員等共済組合法施行規程（昭和37年9月8日総理府・文部省・自治省令第1号）第67条の2の規定により、平成28年度決算の要旨を公告する。

平成29年7月7日

新潟県市町村職員共済組合

理事長 小林 則 幸

損益計算書の要旨

(単位：千円)

	経理区分	短期	厚生年金保険	退職等年金	経過の長期	経過の長期 預託金管理	業務	保健	宿泊	貯金	貸付	財形
収入	負担金	7,455,224	19,619,809	1,074,495	235,848	0	269,573	354,985	0	0	0	0
	掛金・組合員保険料	7,554,665	12,512,222	1,074,484	0	0	0	347,770	0	0	0	0
	施設収入・商品売上	0	0	0	0	0	0	350,671	152,722	0	0	0
	利息及び配当金	555	0	0	0	117,557	85	3,270	12	321,010	1	1
	その他の収入	849,674	0	0	0	0	131,021	469	10,353	18,638	127,146	451
	他経理から繰入	0	0	0	0	0	49,907	35,339	27,055	0	0	0
	前年度繰越支払準備金	1,070,382	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	16,930,500	32,132,031	2,148,979	235,848	117,557	450,586	1,092,504	190,142	339,648	127,147	452	
支出	給付	6,725,513	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	役職員給与	0	0	0	0	0	184,156	40,504	51,480	9,573	18,422	0
	旅費・事務費	0	0	0	0	0	26,730	5,510	1,615	1,361	1,771	0
	商品仕入	0	0	0	0	0	0	1,692	4,283	0	0	0
	飲食材料費	0	0	0	0	0	0	43,821	28,914	0	0	0
	委託費	0	0	0	0	0	3,888	10,452	722	695	7	0
	支払利息	0	0	0	0	117,557	0	0	0	240,410	66,889	429
	連合会払込金	190,795	0	0	0	0	0	0	0	0	6,128	0
	前期高齢者納付金	3,642,756	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	後期高齢者支援金	2,718,676	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	病床転換支援金	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	老人保健拠出金	71	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	退職者給付拠出金	167,058	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	負担金払込金	0	19,619,809	1,074,495	235,848	0	0	0	0	0	0	0
	掛金・組合員保険料払込金	0	12,512,222	1,074,484	0	0	0	0	0	0	0	0
	他経理へ繰入	49,907	0	0	0	0	0	62,394	0	0	0	0
その他の支出	1,878,789	0	0	0	0	216,649	841,849	81,844	2,907	6,116	22	
次年度繰越支払準備金	1,013,832	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
計	16,387,412	32,132,031	2,148,979	235,848	117,557	431,423	1,006,222	168,858	254,946	99,333	451	
差引当期利益金又は当期損失金(△)	543,088	0	0	0	0	19,163	86,282	21,284	84,702	27,814	1	

貸借対照表の要旨

資産	流動資産	3,989,054	1,945,946	135,959	1,732	698,316	557,076	3,133,215	247,031	580,483	79,115	793
	固定資産	0	0	0	0	8,665,498	14,068	1,504,152	408,401	29,531,485	4,370,002	59,481
	資産合計	3,989,054	1,945,946	135,959	1,732	9,363,814	571,144	4,637,367	655,432	30,111,968	4,449,117	60,274
負債	流動負債	90,039	1,945,946	135,959	1,732	0	5,742	86,832	19,099	28,043,309	474	0
	固定負債	1,013,832	0	0	0	9,363,814	144,094	64,631	42,400	7,988	2,520,852	59,481
	負債合計	1,103,871	1,945,946	135,959	1,732	9,363,814	149,836	151,463	61,499	28,051,297	2,521,326	59,481
純資産	資本剰余金	0	0	0	0	0	0	598,875	1,098,586	0	0	0
	積立金	0	0	0	0	0	0	0	29,560	0	0	0
	利益剰余金又は欠損金(△)	2,885,183	0	0	0	0	421,308	3,887,029	△ 534,213	2,060,671	1,927,791	793
純資産合計	2,885,183	0	0	0	0	421,308	4,485,904	593,933	2,060,671	1,927,791	793	
負債・純資産合計	3,989,054	1,945,946	135,959	1,732	9,363,814	571,144	4,637,367	655,432	30,111,968	4,449,117	60,274	